

医療費のお知らせの見方

あなたが支払った医療費の総額

①+②

10
円

※このお知らせは、令和 年 月 日時点のデータをもとに作成しております。

被保険者番号		被保険者氏名									
対象期間		※次回の送付は令和 年 月 旬子定です。									
受診年月	医療機関等名称	診療区分	日数	医療費総額	一部負担金額	公費負担医療	食事療養・生活療養	回数	総額	標準負担額	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1						○					
2											*

- 1 療養を受けた年月です。
- 2 療養を受けた医療機関等の名称です。
- 3 医科（入院・外来）、歯科（入院・外来）、調剤、訪問看護、柔道整復、鍼灸、あんま・マッサージの受診・施術の種類です。
- 4 療養を受けた日数（または回数）です。
- 5 療養を受けた際の医療費の総額（10割分）です。
- 6 療養を受けた際の自己負担額（1割分、2割分、3割分）です。
 ・公費負担医療や福祉医療費助成を受けていらっしゃる方は実際の窓口負担相当額を記載しています。
 ・月の負担限度の金額でお支払の場合は、限度額が記載されます。
 ・医療機関等の窓口等で支払う額は、10円未満を四捨五入した額となりますが、医療費のお知らせ上は1円単位で表示されます。
- 7 療養を受けた際に、公費負担医療や福祉医療費助成などで自己負担額の一部（または全部）を費用負担されている場合には「○」が表示されます。
- 8 療養を受けた際の食事療養費及び生活療養費の回数、総額、標準負担額（自己負担額）です。
- 9 審査により、医療費が減額となったものに「*」が表示されます。自己負担額の精算がある場合があります。（詳細については下記Q3をご覧ください。）
- 10 自己負担相当額と標準負担額の合計です。医療費控除の申告手続きで使用できる金額です。

医療費のお知らせについてよくある質問



Q1 掲載されていない医療費があるのですが？

- A1 ●医療費のお知らせは、医療機関等からの請求書（診療報酬明細書・療養費支給申請書等）に基づき作成しています。医療機関等からの請求が遅れた場合は、対象年月とは異なる時期の掲載となります。
- 保険外費用（室料の差額・容器代・往診時の車代等）や海外療養費、補装具、交通事故等の第三者行為にかかる保険診療は掲載されません。

Q2 「日数」欄には何が含まれますか？

- A2 ●「日数」欄の中には、入院・通院の日数の他に、電話等により治療上の意見を求めたものや往診により治療を受けたもの等も含まれています。また、薬局の場合は薬を調剤された回数を示しています。

Q3 通知の右端欄の「*」の表示は何ですか？

- A3 ●医療機関からの請求内容が保険診療の対象になるかどうかを審査したところ、一部の医療費が保険診療の対象とならず、減額査定されたものです。窓口でお支払いになった自己負担額に差額が生じる場合がありますので、詳しくは広域連合までお問い合わせください。

Q4 医療機関等で支払った実際の自己負担額と医療費のお知らせに記載されている「一部負担金額」が異なるのはどうしてですか？

A4 ●医療費のお知らせでは「一部負担金額」欄の額は1円単位で表示されますが、医療機関等の窓口等では10円未満を四捨五入した額が支払い額となるためです。医療費控除の申告の際、この医療費のお知らせに記載された「一部負担金額」に基づいて医療費控除の額を計算して差し支えないことが国税庁より示されています。

●高額療養費が支給された場合や、後日申請により公費負担医療や福祉医療費等による助成金の支給を受けられた場合は、実際の自己負担額は医療費のお知らせには反映されません。

このため、「一部負担金額」から高額療養費等の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告いただく必要があります。

Q5 覚えがない医療費がのっています。診療内容を詳しく教えてください。

A5 ●医療費のお知らせは、医療機関等からの請求書を基に作成していますが、医療機関等の領収書もなく覚えがないものについては広域連合までお尋ねください。

●なお傷病名、薬剤名等の診療内容については、受診された医療機関や薬局等にお尋ねください。

Q6 いつの受診月分までが確定申告期日までに届きますか？また、保管が必要ですか？

A6 ●確定申告期日までに通知できる医療費は、12月受診分までです。なお、11月、12月受診分については、令和6年3月上旬に送付予定です。（※送付時期はあくまでも目安であるため、予告なく変更となる場合があります。）

●このお知らせを利用して確定申告（医療費控除）の手続きをされる場合は、確定申告時期まで大切に保管してください。

●お知らせが届く前に確定申告（医療費控除）等を行う際には、領収書に基づいて申請を行ってください。（詳しくは税務署にお尋ねください。）

Q7 お知らせに掲載されていない医療費や医療費通知が届くまでに医療費控除の申告をする場合は、どうすればいいですか？

A7 ●このお知らせに掲載されていないものや医療費通知が届く前に医療費控除の申告手続きをされる場合は、領収書に基づいて別途「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。またこの場合、医療費の領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。

●すでに申告された金額と相違している場合は、修正することができます。詳しくは税務署にお尋ねください。

■お問い合わせは… **滋賀県後期高齢者医療広域連合** TEL 077-522-3013
〒520-0044大津市京町四丁目3-28 FAX 077-522-3023 ホームページ <https://www.shigakouiki.jp/>
または、**お住まいの市町担当課**まで

※確定申告（医療費控除の申告）に関することは、税務署へお問い合わせ願います。